

平成28年 第1回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成28年1月21日(木) 午後2時00分～午後4時25分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 教育長 木下 誠
4. 委員の出席 江原 礼子 川畑 徹朗 秋田 久子 川崎 かおり
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席 教育長 木下 誠 総合教育センター主幹 尾崎 眞弓
管理部長 谷澤 伸二 保健体育課長 増田 健一
学校教育部長 太田 洋子 学校給食センター所長 松浦 洋一
生涯学習部長 小長谷 正治 社会教育課長 中畔 明日香
教育長付参事 二宮 毅 スポーツ振興課長 前田 勝弘
教育長付参事 大西 俊己 公民館長 池田 真美
総合教育センター所長 後藤 猛虎 図書館長 三枝 芳美
管理部副参事 升井 竜雄 博物館長 亀田 浩
学校教育室長 村上 順一 中学校給食推進班主幹 田中 康之
人権教育室長 森田 幸輝 少年愛護センター所長 米田 博一
施設課長 田原 安治 教育総務課長 中井 秀典
教育企画課長 春名 潤一 教育総務課主査 中村 太郎
学事課長 大村 寿一 教育総務課 山縣 英美

8. 議事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成27年第12回教育委員会定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第54号の審議

日程第 4 議案第1号の審議

日程第 5 議案第2号の審議

日程第 6 議案第3号の審議

日程第 7 議案第4号の審議

日程第 8 議案第5号の審議

- 日程第 9 報告第 1 号の専決第 1 号の承認
- 日程第 10 議案第 6 号の審議
- 日程第 11 議案第 7 号の審議
- 日程第 12 議案第 8 号の審議
- 日程第 13 議案第 9 号の審議
- 日程第 14 議案第 10 号の審議
- 日程第 15 議案第 11 号の審議

(3) 平成 27 年第 12 回教育委員会定例会会議録の承認 (日程第 1)

平成 27 年第 12 回伊丹市教育委員会定例会 (平成 27 年 12 月 17 日 (木) 開催) の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告 (日程第 2)

管理部長より「1 月分人事報告」・「12 月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「12 月分の寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、教育長付参事兼中学校給食推進班長より中学校給食推進班の、「12 月分行事实施報告」・「2 月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

秋田委員 生涯学習関連施設の利用者がとても増えている。これは教育委員会の色々な動きを市民の皆さんがお感じになって、それをまた広報等で掬い上げて下さっているからだと思う。ありがとうございます。

川崎委員 エジソンくらぶはとても人気で、申し込んでもなかなか当たらず、突然学校から落選のお知らせが届くだけのようだが、どのような選出の仕方をされているのか。

尾崎主幹 エジソンくらぶの倍率は 9 倍ぐらいである。エジソンくらぶは低学年のドキドキグループ、高学年のワクワクグループに分かれているが、低学年に特に人気が高い。申込期間を定めてその後適正に抽選を行っている。

木下教育長 申込当日、申込者は長蛇の列で並んでいるのか。誰が抽選しているのか。結果は公表しているのか。

尾崎主幹 1年目は多くの方が並んでいたのだが、今は集約をして、総合教育センターの指導主事が抽選をし、結果は各学校を通じて一人ずつに通知している。応募人数が多数のため、なかなか一人ひとりに電話等でお伝えすることがかなわず、書面で通知するので、そのように受け取られてしまうのだと思う。

木下教育長 これは嬉しい悲鳴で、それだけ理科に興味を持つ子が増えているということ。そして保護者がそれに携わらせてやりたいと思っているということ。エジソンクラブは非常に中身が面白い。抽選で外れた保護者にも納得いただけるようなことを考えないといけない。検討する必要がある。

川崎委員 エジソンクラブを開催するのは土曜日で、習い事をしているお子さんが参加したくてもできないという声も聞く。

木下教育長 実際に実験や実習をやるので、器具の関係で人数を絞らないといけないことから2コマ実施したこともある。そういう工夫をしても全部の要望には応えられていない。

川崎委員 授業の中で実験が増えていると聞いているが、もっと増えたらいいなと思う。

尾崎主幹 工夫の面で言うと、土曜日に習い事等が重なってしまい、事前に欠席が分かった場合は、その時点でエジソンクラブのメンバーでなくても、お電話でご案内し、1回だけでも参加いただくようにしている。

江原委員 2月6日に第42回伊丹市人権・同和研究大会があるが、同じ日に花里小学校ブロックの人権研修会が重なって実施されることについて、調整ができればより良いのかなと思うのだが。

森田室長 花里小学校ブロックの人権研修会は夕方に実施する予定のため、どちらも参加いただける。

(5) 議案第54号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第54号 伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「本件については、平成27年12月17日に開催の平成27年第12回伊丹市教育委員会定例会に議案を提出しましたが、継続審議となったため、本日再度審議をお願いするものです。」との説明がなされ、前回出た意見に対する説明と事務局で作成した修正案についての説明がなされた。

質疑応答の後、秋田委員から新たに3点について修正案が提案された。「第4条は『協議会は、当該指定学校の運営に関し、毎年度、校長が作成する次に掲げる事項ごとの基本的な方針を承認する。』に、第19条の協議会の庶務について、『協議会の庶務は、CSディレクターが行う。』に、第10条は『委員の任期は、2年とする。ただし、2期を限度とする。』に修正すべき」との修正案である。川畑委員から秋田委員の修正案に反対の立場で「第4条、『承認する』では、運営協議会は単なる追従機関になってしまう。また、第10条に『2期を限度とする。』と明記するのは、第17条に『教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。』と規定しており、委員の交代を指導、助言することができることから秋田委員の修正案に反対である。」との意見が述べられた。また、秋田委員の第19条についての修正案は、事務局より具体的な説明がなされ了承されたため、取り下げられた。その後、秋田委員の修正案について表決を行った結果、賛成1人の少数で否決、次に、事務局の修正案の表決を行った結果、賛成3人の多数で「議案第54号」事務局の修正案を可決。

質疑応答

秋田委員 第4条の件。地教行法に承認の根拠があることはわかったうえで質問する。理由は可能性のあるトラブルをシミュレーションしておかないといけないからである。現場の校長は4月当初に学校の経営方針を教職員にきちんと伝えなければならない。そうでないと例年にならった具体的な事務作業が動いていくだけになるからである。教育活動がスムーズに流れるようにするために修正案を提案する。「承認」の主語を変え、「協議会は、当該指定学校の運営に関し、毎年度、校長が作成した次に掲げる事項ごとの基本的な方針を承認する。」とすると、当然議論があつて説明があつて理解があつてそれで承認すると読むことができる。私が一番気にしているのは、現場の校長が全て責任を持って学校運営していきなかで、運営協議会の権限が校長の責任感や権限を越える表現は適さないという点だ。校長が動きやすいように、学校が動きやすいようにしないといけない。運営協議会は年間に開催される回数が限られている。ス

ターゲットしてうまく機能するまでに時間が必要だ。承認の手前の所で校長と運営協議会とどちらの権限が強いのだろうという疑義を生む表現があるのはよろしくないと思う。

木下教育長 そもそも秋田委員の視点は事務局の修正案の意図と違っているように思うので説明させていただく。運営協議会の決定が優先されるというのは、学校だけで決めるのではなく、学校・家庭・地域が対等の立場で学校運営を図っていくという運営協議会の趣旨からである。そこをはずしてしまうと学校運営協議会が成り立たない。そのことが地教行法第47条に規定しており、伊丹市は地教行法第47条に基づき運営協議会に必要な事項を定めるということを第1条の趣旨で規定している。

秋田委員 承認という言葉の入れ方について、校長が運営協議会の承認を得なければならないというと、普通の感覚で読んだときにどちらの権限が強いのが一目瞭然である。前回、教育長は、現場の運営は全て学校長の責任だとおっしゃったし、実際そうになっている。学校長が責任を持って運営でき、運営協議会は協働する相手という理解でよろしいか。

木下教育長 学校長の意を体して運営協議会が運営を図れるように条件整備をしているが、それができた暁には、学校長の権限が上にあるのではなく、運営協議会自身に権限を持たせ、協働で行っていくというのが趣旨である。

川畑委員 秋田委員のおっしゃる言い方にすると、運営協議会は単なる追従機関になってしまう。「承認しなければならない」は一切変えてはいけない。私は、秋田委員が提案されるようなコミュニティ・スクールならいらなと思う。

秋田委員 承認するまでに議論があり、協力関係の具体的なイメージ作りをすることは当然含まれていると私は思う。「校長は運営協議会の承認を得なければならない」というと、承認されない場合はどうなるのかということになる。学校長が経営していてその責任も全部持っているにも関わらず、運営協議会が承認をしない場合が想定できる文言があるということは、生徒に対する教育の責任は誰にあることになるのか。

木下教育長 学校長が作成する経営方針について、承認を得る。だから、運営協議会には承認した責任があるということ。運営協議会が承認するという事は、地域の子どもを育てることに地域や家庭も責任をもつということで、それが学校、家庭、地域の3者が協働するという事。

秋田委員 運営協議会のイメージと権限と責任とが十分に理解されていないで、動き方すらわかっていない段階で、承認を得なければならないという文言になるのは、もし自分が校長をするのであれば、どうかなという感覚がある。承認という言葉を外せない、ということで先ほど事務局の修正案に対する修正案を提案した。どうしても「校長は運営協議会の承認を得なければならない」という文言を進めるならば、実際に動き出して運営協議会はこのように協働してもらわないといけませんよ、本当に協力して下さいよというイメージがみんなにできてから、最終的に原案を採用すればいいのではないかと。そこで、繰り返しになるが修正案を提案する。「承認する」主語を運営協議会として、「協議会は、当該指定学校の運営に関し、毎年度、校長が作成する次に掲げる事項ごとの基本的な方針を承認する。」とする。当然承認にあたっては校長の説明があり、修正ももちろんあるだろう。しかし、最終的には運営協議会は校長の方針を承認し、協働していくということである。繰り返しになるが、運営協議会のイメージが一般的になってスムーズに動き出してからなら、修正案の方に変わっても私は構わないと思う。

川崎委員 万が一、校長先生が違うことをおっしゃった場合に承認されてしまうということはないのか。

秋田委員 校長は運営協議会に方針等を説明できないといけないのでそれはない。

川畑委員 制度がスタートするまでに趣旨についての研修を十分行うということが大事である。

木下教育長 運営して不都合が出てきた場合は規則の改訂を加えていく。

江原委員 学校運営協議会を進めるにあたっては、十分校長のリーダーシップが発

揮でき、学校と学校運営協議会が対等の立場で、より良く子どもたちを育てるために協働していくことが重要。その趣旨を浸透させるために、川畑委員がおっしゃった研修はとても大事だと思うのでよろしく願いたい。

木下教育長 他にご質問はございませんか。

秋田委員 修正案第19条において、庶務の処理はCSディレクターがするのではないという教育長のご説明だったが、具体的には誰がするのか。

木下教育長 CSディレクターは任期が1年なので、学校において処理することが望ましい。学校において誰が処理するかということまでは決めていない。学校の中で例えば担当を設けるか、管理職が処理するか、管理職の中でも教頭が処理する等は学校の裁量で決めたらいい。他市の条文をみても、学校の中の誰がということまで書いてあるものはない。

秋田委員 学校管理職のなり手が少ない。恐らく伊丹市もそういう傾向があるのではないか。なぜなり手が少ないか。すぐに校長になれるならやってみたいが、教頭の業務量の多さがネックであると思うからである。やる気があるから教頭になるのだが、事務やコーディネートや行事の準備だとかが一人の作業量を超えている。その上で尚且つ教頭になれば必ず校長になれるのではなく、教頭の仕事が上手くできているかどうか審査され、結果なれない場合もある。ということで、あんなにもしんどい目をしたのになれず、子どもを育てる喜びからも遠ざかってしまうと感ずることも教頭職の不人気の原因であると思う。教育長がおっしゃった、条文だけで事が運ぶのではなくて、実際に動いていくのは現場なので、現場の全体像も一緒にみてもらいたい。現場で誰が動くイメージをしておられるのか。「学校が処理する」となると現場はどうするか。コーディネートや事務処理は教頭あるいは主幹教諭にしかいかないだろうと思う。CSディレクターは何をするのか。

木下教育長 CSディレクターは、コミュニティ・スクールの運営に係る、特に連携に関わる業務を総括的な立場で調整したり、教育委員会との連絡を担当す

る。平成28年度の配置予定は4校で、1日3時間週2日35週、1時間単価1,200円という取り決めをしている。

秋田委員 1日3時間週2日というのは誰が決めたのか。CSディレクターの業務内容は今、教育委員会で審議をして決めていけることなのではないか。全体として管理職の業務が過多にならないように、それからスケジュールの調整は本当に些末なようだが、実際は膨大な手間である。なぜならそれは仕事の調整に繋がっていくので。そういったことにCSディレクターが関わっていくことは実は一番大事な部分だと考えるが、その辺はいかがか。

木下教育長 どのような業務を担っていくかということは非常に大事なこと。せっかく配置したのに、力を発揮してもらわないと何もならない。予算との兼ね合いから規則の中で任期は1年というしぼりがある。決められた経費の中で動かなければならない。CSディレクターの効果的な活用について協議していただけたらありがたいこと。

秋田委員 CSディレクターが庶務をできるようにしてやれば、学校としても管理職ももっと動きやすい。

木下教育長 CSディレクターの任期は1年しかない。運営協議会はずっと続く中で、2年目以降、CSディレクター以外で誰が庶務を担うかといった時に混乱すると思う。

秋田委員 私はそうは思わない。初年度にCSディレクターが付く意義は、仕事を立ち上げたときに、1年間の業務の流れや発送する文書を整えるための初期投資だと思っている。それらをデータとして残してくれればその後スムーズに運営していける。CSディレクターが庶務を担当する条件整備をしてもらいたい。それを含んでいるのであればこれでいいが、含まれていないのであれば、庶務を担当するのは自動的に校長、教頭、主幹教諭ぐらいまでしかいかない。そうすると、さらに管理職のなり手がいない事態が起こってくる。そうすると余計に現場は疲れてしまうのではないかと思う。事務局の修正案にするにしても、教育長のお考えの中に、校長や教頭が庶務をするというのがイメージされているのであれば、本

当に大変である。だから CS ディレクターはどうイメージしておられるのかをお聞きしたい。CS ディレクターの業務の範囲を今から決め、それを条文化したうえで、CS ディレクターの研修をする、そして、CS ディレクターは2年目以降つかなくなるので、後が動くように最初の年にしっかりと残していった下さいよというような、具体的に現場が動けるようなものにしてもらいたいがそれはできないのか。ここでは「学校が処理する」と決めてあとは学校にお任せというのは私は気の毒だと思う。

太田部長 私たちが考えているCS ディレクターは、正に秋田委員がおっしゃった通りのものである。事務局としては、研修のなかで制度や具体的な仕事内容を教育し、困った時には支援をする。コミュニティ・スクールを立ち上げるにあたって発生する様々な事務の流れと仕組みを、1年で整えていただく。仕組みを整えば次からは学校で、例えば教員の中に地域連携という担当を作っていただくなりということも考えられる。最初の1年で様々な資料等を作っていただくことも含め、仕組みを作っていただくということで考えている。2年目は、その方がノウハウを持って次の学校の立ち上げを支援する。スムーズな立ち上げの支援のためのCS ディレクター。それを全面的に支援する事務局ということでやっていきたいと考えている。

秋田委員 今の説明で理解できた。

木下教育長 条文の書き方は、「庶務を学校に置く」でいいと思っている。というのは、次年度以降も運営協議会は続いていく。その時にやらなければならない庶務というのは当然出てくる。だから、校務分掌で決めるということを学校の中で協議して、例えば校長、教頭とか担当者にするということを決めたらいいと思う。だから、CS ディレクターに限定することは望ましくない。

太田部長 すでに校務分掌のなかに地域連携を入れている学校が2校ある。そこについては、管理職がやればいいが、管理職が急に仕事が重くなるがあるのでその辺りの庶務はCS ディレクターにやっていただければいいと思う。

秋田委員 教育長と部長の説明が微妙にずれている。ということは整理が必要であるということだろう。教育委員会の理解がずれるということは現場ではもっとずれるということになる。

木下教育長 庶務を学校に置くのか運営協議会に置くのかを検討して、私は学校に置くということで修正案を提案した。詳しいことについては詰めなければならぬということにはよくわかるが、庶務を学校に置くのか運営協議会に置くのか、修正案について賛否を採りたいと思う。

秋田委員 もう一度確認だが、私は反対のための反対をしているのではない。教育長がおっしゃる総がかりの教育ができるようにするためにやるわけなので、現場が動けるようにシミュレーションした上でルールを決めたい。文言に関して協議した上で出てきたものならばそれは賛成する。ただし、それが含む内容についての確認をしている。校長がするか教頭がするかは校務分掌でと教育長はおっしゃったが、太田部長がおっしゃったような形で研修をして本当に現場が楽になるようにしてやってほしいと思う。

木下教育長 2年目以降は誰が担うのか。

秋田委員 太田部長が2年目もあるとおっしゃった。

太田部長 2年目は学校で各担当がやる。

木下教育長 だから1年目でしっかり形を作る。そのために機能するCSディレクターにする。運営協議会は2年3年と段々発展させていかないといけない。その時に庶務をどこに置くかといった時に1年目しかCSディレクターはいない。だから学校において然るべき人がそれを担いますというのが事務局の修正案である。

秋田委員 それではCSディレクターに1年目にきちんとした仕組みを作ることが仕事だと研修をしていただきたい。私が思うに、特に伊丹の市立学校は人的支援が非常に潤沢であるので、2年目以降、それを活かしたデザインを考えるのが教育委員会の役割だと思う。

それから、修正案第10条、再任を妨げないと書かれているが何期までという規定は必要ないのか。ひとつの目に見えない空気の壁ができてしまうとよい機能が働かなくなると思う。一度はずれていただいて、やっぱりみなさんがと言ってもう1回戻って来られる時にはバージョンアップしてこられるので学校にとっていいなと思う。「続けて就任するのは2期を限度とする。」とはできないか。

川畑委員 私は一律に2期と明記するのは反対である。修正案第17条で「教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。」と規定しているわけなので、こここのところで、あまりにも一人の方が長く務めた時に、そろそろ委員を交代したらどうかということをご指導、助言することができるからである。

江原委員 私も修正案通りでいいと思う。たしかに運営協議会の活性化をしていく上では秋田委員がおっしゃることもひとつかなと思うのだが、やはり皆でいろいろ考えて作りあげていく中で、形になってくると思う。2期というように時間的な区切りを設けてしまうのはどうかなと思う。

(6) 議案第1号の審議（日程第4）

木下教育長より「議案第1号 教育委員会と市長部局の特定個人情報の取扱いに係る意見聴取について」を議題とする旨の発議の後、「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関し、市長より特定個人情報の提供を受けることについて、市長から意見を求められましたので、教育委員会として同意することについて議決を求めるものです。」との説明がなされ、管理部長より補足説明があり、全委員一致で「議案第1号」を可決。

(7) 議案第2号の審議（日程第5）

木下教育長より「議案第2号 市立学校園教職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料に関する条例を廃止する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議の後、「市立学校園教職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料を支給する対象者がなくなったため、「市立学校園教職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料に関する条例を廃止する条例」の制定を市長に申出ようとするものです。」との説明がなされ、管理部長より補足

説明があり、全委員一致で「議案第2号」を可決。

(8) 議案第3号の審議（日程第6）

木下教育長より「議案第3号 就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立学校給食費の徴収等に関する規則の施行に伴うほか、その他所要の規定整備を行うため、「就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第3号」を可決。

質疑応答

川畑委員 新たに区域外通学者も対象とするということだが、どのぐらい人数が増えるのか。

太田部長 年間に数名である。

(9) 議案第4号の審議（日程第7）

木下教育長より「議案第4号 伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立学校給食費の徴収等に関する規則の施行に伴うほか、その他所要の規定整備を行うため、「伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で「議案第4号」を可決。

(10) 議案第5号の審議（日程第8）

木下教育長より「議案第5号 伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立体育施設条例の一部改正に伴うほか、公益財団法人伊丹スポーツセンターから取得する体育施設を本市の体育施設として管理するため、「伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、生涯学習部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第5号」を可決。

質疑応答

江原委員 スポーツセンター利用者へのサービスが変わることはないのか。

小長谷部長 平成28年4月1日から財団法人伊丹スポーツセンターが指定管理者

として管理運営をする。平成28年度は7月から翌年2月にかけて耐震改修工事を実施する。工事着工前の4月から6月の3か月間と工事竣工後の3月のひと月間は通常通りの運営を行う。ただし、8か月間使用できない期間があるので、大会等でこれまでも利用をいただいている各種目協会の団体の皆様には、市内の大学の体育館や市内企業の体育館を斡旋できるように現在スポーツ振興課を中心に調整中であり、いづらか返事をいただいている。利用団体の皆様にしてみればその間利用が制限されるということなので、ご不便をお掛けすることになるが、なるべく大会等に支障がないように教育委員会としても代替施設の確保に努めてまいりたいと考えている。

(11) 報告第1号の承認（日程第9）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第1号」の「専決第1号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について」を承認。

(12) 議案第6号の審議（日程第10）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第6号 伊丹市奨学生選考等委員会委員の委嘱または任命について」を可決。

(13) 議案第7号の審議（日程第11）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第7号 平成27年度伊丹市私立大学等入学支度金借受人を決定することについて」を可決。

(14) 議案第8号の審議（日程第12）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第8号 平成27年度伊丹市優秀教職員表彰の決定について」を可決。

(15) 議案第9号の審議（日程第13）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第9号 平成27年度伊丹市教育委員会賞の決定について」を可決。

(16) 議案第10号の審議（日程第14）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第10号 平成27年度ふれあい教育賞の決定

について」を可決。

(17) 議案第11号の審議(日程第15)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第11号 平成27年度伊丹市優良児童・生徒
顕彰の決定について」を可決。

(18) 閉会宣言

木下教育長(午後4時25分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子